

令和8年 第8回 幕別町選挙管理委員会議案

令和8年9月1日 9:30

幕別町役場 2階2C会議室

幕別町選挙管理委員会

[審議議案一覧]

- | | |
|--------|-----------------------------|
| 報告第5号 | 専決処分した事件の承認について（在外選挙人名簿の登録） |
| 報告第6号 | 専決処分した事件の承認について（在外選挙人名簿の登録） |
| 議案第25号 | 選挙人名簿の定時登録等について |
| 議案第26号 | 令和9年裁判員候補者の選定について |
| 議案第27号 | 令和9年検察審査員候補者の選定について |

報告第5号 専決処分した事件の承認について（在外選挙人名簿の登録）

幕別町選挙管理委員会規程（昭和50年選挙管理委員会規程第3号）第10条の規定により、次のとおり専決処分したので、報告し承認を求める。

専決処分第5号

専 決 処 分 書

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の5第1項の規定による在外選挙人名簿への登録を申請した者の、同法第30条の6第1項の規定による在外選挙人名簿への登録について、幕別町選挙管理委員会規程（昭和50年選挙管理委員会規程第3号）第10条の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年7月24日

幕別町選挙管理委員会委員長 宮本 真由美

最終住所地	経由領事館等の 名称	氏名	フリガナ	生年月日	備考
略					

報告第 6 号 専決処分した事件の承認について（在外選挙人名簿の登録）

幕別町選挙管理委員会規程（昭和50年選挙管理委員会規程第 3 号）第10条の規定により、次のとおり専決処分したので、報告し承認を求める。

専決処分第 6 号

専 決 処 分 書

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の 5 第 1 項の規定による在外選挙人名簿への登録を申請した者の、同法第30条の 6 第 1 項の規定による在外選挙人名簿への登録について、幕別町選挙管理委員会規程（昭和50年選挙管理委員会規程第 3 号）第10条の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 8 年 7 月 24 日

幕別町選挙管理委員会委員長 宮本 真由美

最終住所地	経由領事館等の 名称	氏名	フリガナ	生年月日	備考
略					

【参考】公職選挙法

（在外選挙人名簿の登録の申請等）

第 30 条の 5 年齢満 18 年以上の日本国民で、在外選挙人名簿に関する事務についてその者の住所を管轄する領事官の管轄区域内に住所を有するものは、政令で定めるところにより、文書で、最終住所の所在地の市町村の選挙管理委員会（その者が、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがない者である場合には、申請の時ににおけるその者の本籍地の市町村の選挙管理委員会）に在外選挙人名簿の登録の申請をすることができる。

（在外選挙人名簿の登録等）

第 30 条の 6 市町村の選挙管理委員会は、前条第一項の規定による申請をした者が当該市町村における在外選挙人名簿の被登録資格を有する者である場合には、遅滞なく、当該申請をした者を在外選挙人名簿に登録しなければならない。

議案第25号 選挙人名簿の定時登録等について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項の規定により選挙人名簿に登録される資格を有する者及び同法第28条の規定により登録を抹消する者を、次のとおり決定する。

別 添

【参考】公職選挙法（昭和25年法律第100号）

（登録）

第22条 市町村の選挙管理委員会は、政令で定めるところにより、登録月の1日現在により、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を同日（同日が地方自治法第4条の2第1項の規定に基づき条例で定められた地方公共団体の休日（以下この項及び第二百七十条第一項において「地方公共団体の休日」という。）に当たる場合（当該市町村の区域の全部又は一部を含む区域において選挙が行われる場合において、登録月の1日が当該選挙の期日の公示又は告示の日から当該選挙の期日の前日までの間にあるときを除く。）には、登録月の1日又は同日の直後の地方公共団体の休日以外の日。以下この項において「通常の登録日」という。）に登録しなければならない。ただし、市町村の選挙管理委員会は、天災その他特別の事情がある場合には、政令で定めるところにより、登録の日を通常の登録日後に変更することができる。

2～4 略

（登録の抹消）

第28条 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第四号に該当するに至ったときは、その旨を告示しなければならない。

- (1) 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。
- (2) 前条第1項又は第2項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなった日後4箇月を経過するに至ったとき。
- (3) 第30条の6第2項の規定による第30条の2第3項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転をすることとするとき。
- (4) 登録の際に登録されるべきでなかったことを知ったとき。

【参考】今回定時登録における登録等の要件について

- 1 基準日 令和8年9月1日
- 2 登録日 令和8年9月1日
- 3 登録等の要件
 - (1) 今回登録者
 - ア 転入 令和8年3月2日から令和8年6月1日までの転入
 - イ 出生 平成20年6月3日から平成20年9月2日までの出生
 - ウ 表示登録 令和8年5月1日以降の転出
 - (2) 今回抹消者
 - ア 転出 令和8年2月1日から令和8年4月30日までの転出
 - イ 死亡 令和8年6月2日から令和8年9月1日までの死亡
 - (3) 今回表示者
 - ア 転出 令和8年9月1日までの転出

※令和8年6月1日定時登録（前回）

基準日 令和8年6月1日

登録日 令和8年6月1日

(参考) 選挙人名簿登録者数

投票区	投票所	08-06・01(定時)			転入			出生			表示登録			転出(△)			死亡(△)			その他			転居			08・09・01(定時)			
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	
1	幕別町役場	812	917	1,729	8	7	15	2	1	3				9	8	17	2	4	6	△ 1		△ 1	△ 3	△ 3	△ 6	807	910	1,717	
2	幕別町保健福祉センター	985	1,106	2,091	8	6	14	2	4	6				14	13	27	6	4	10			△ 2	△ 2	△ 2	975	1,097	2,072		
3	糠内コミュニティセンター	168	153	321	3	5	8							4	2	6						1	1		167	157	324		
4	途別ふれあい交流館	237	238	475				1		1				2	4	6	2		2						234	234	468		
5	札内コミュニティプラザ	1,594	1,854	3,448	20	17	37	4	8	12				21	20	41	11	3	14			△ 1	△ 1	△ 1	1,586	1,855	3,441		
6	暁町近隣センター	782	874	1,656	4	6	10	5	1	6				10	8	18	4	1	5			△ 2	2		775	874	1,649		
7	札内南コミュニティセンター	986	1,241	2,227	13	12	25	7	5	12				18	21	39	2	7	9			4	5	9	990	1,235	2,225		
8	若草町近隣センター	960	1,192	2,152	8	13	21		2	2				19	17	36	3	2	5						946	1,188	2,134		
9	北栄町近隣センター	900	1,016	1,916	13	14	27	2	6	8				17	13	30		1	1						898	1,022	1,920		
10	札内北コミュニティセンター	1,856	2,100	3,956	28	25	53	1	9	10				29	30	59	6	10	16			△ 1	△ 2	△ 3	1,849	2,092	3,941		
11	忠類コミュニティセンター	639	632	1,271	10	9	19	1	1	2				13	9	22	4	3	7			2		2	635	630	1,265		
計		9,919	11,323	21,242	115	114	229	25	37	62				156	145	301	40	35	75	△ 1		△ 1				9,862	11,294	21,156	
登録者計 291														抹消者計 377															
														※その他 男(職権消除)を含む										前回比			△ 57	△ 29	△ 86

議案第26号 令和9年裁判員候補者の選定について

1 割当員数 58人

2 選定方法

裁判員制度名簿調製プログラムのくじ機能により、選挙人名簿から裁判員候補予定者58人を選定する。

3 選定結果 別添のとおり

【参考】 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成16年法律第63号）

（裁判員候補者の員数の割当て及び通知）

第20条 地方裁判所は、最高裁判所規則で定めるところにより、毎年9月1日までに、次年に必要な裁判員候補者の員数をその管轄区域内の市町村に割り当て、これを市町村の選挙管理委員会に通知しなければならない。

2 前項の裁判員候補者の員数は、最高裁判所規則で定めるところにより、地方裁判所が対象事件の取扱状況その他の事項を勘案して算定した数とする。

（裁判員候補者予定者名簿の調製）

第21条 市町村の選挙管理委員会は、前条第1項の通知を受けたときは、選挙人名簿に登録されている者の中から裁判員候補者の予定者として当該通知に係る員数の者（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第27条第1項の規定により選挙人名簿に同法第11条第1項 若しくは第252条 又は政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第28条の規定により選挙権を有しなくなった旨の表示がなされている者を除く。）をくじで選定しなければならない。

2 及び 3 略

◎裁判員制度

一定の重大な犯罪について刑事裁判に参加し、被告人が有罪か無罪か、有罪の場合どのような刑にするのかを裁判官と一緒に決める。

◎釧路地裁裁判員裁判対象事件数の推移

令和3年から令和7年までに公判請求された事件のうち、裁判員裁判対象事件の起訴件数及び起訴人数については、次表のとおり。

（※釧路地方検察庁HPから）

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
裁判員裁判対象事件起訴件数（件）	3	8	7	7	1
裁判員裁判起訴人数（人）	2	8	7	7	1



〒089-0692

中川郡幕別町本町130番地1

幕別町選挙管理委員会 御中

幕別町長 殿

令和8年8月25日

釧路地方裁判所長 武藤 真紀子

— 裁判員候補者の割当員数等について —

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成16年法律第63号）第20条第1項に基づき、裁判員候補者の員数について、幕別町に58人を割り当てましたので通知します。また、併せて、裁判員候補者予定者名簿に記載をされる者の本籍について、同法第12条第2項に基づいて照会します。

ついては、9月25日までに裁判員候補者予定者名簿に本籍を付して、当裁判所に送付してください（同法第22条、裁判員の参加する刑事裁判に関する規則（平成19年最高裁判所規則第7号）第10条）。

議案第27号 令和9年検察審査員候補者の選定について

1 割当員数 第1群 8人 第2群 8人
第3群 7人 第4群 8人 合計 31人

2 選定方法

裁判員制度名簿調製プログラムのくじ機能により、選挙人名簿から検察審査員候補予定者を選定する。

第1群から第4群までの合計数31人を1回のくじで選定し、その名簿の上位から順に割当員数に応じて第1群から第4群までの候補者とする。

3 選定結果 別添のとおり

【参考】 検察審査会法（昭和23年法律第147号）

第9条 検察審査会事務局長は、毎年9月1日までに、検察審査員候補者の員数を当該検察審査会の管轄区域内の市町村に割り当て、これを市町村の選挙管理委員会に通知しなければならない。

2 検察審査員候補者は、各検察審査会ごとに、第1群から第4群までの4群に分け、各群の員数は、それぞれ100人とする。

第10条 市町村の選挙管理委員会は、前条第1項の通知を受けたときは、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者の中からそれぞれ第1群から第4群までに属すべき検察審査員候補者の予定者として当該通知に係る員数の者（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第27条第1項の規定により選挙人名簿に同法第11条第1項若しくは第252条又は政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第28条の規定により選挙権を有しなくなった旨の表示がなされている者を除く。）をくじで選定しなければならない。

2及び3 略

◎検察審査会制度

検察官が被疑者を起訴しなかったことがよかったのかどうかを、11人の検察審査員が審査する制度。

◎検察審査員候補者は、各検察審査会に第1群から第4群までの4群に分けられ、任期は6ヶ月である（法第14条）。

	任期	選出	人数
第1群	2月1日から7月31日まで	前年12月28日まで	名簿100人から検察審査員・補充員各5人
第2群	5月1日から10月31日まで	3月31日まで	名簿100人から検察審査員・補充員各6人
第3群	8月1日から翌年1月31日まで	6月30日まで	名簿100人から検察審査員・補充員各5人
第4群	11月1日から翌年4月30日まで	9月30日まで	名簿100人から検察審査員・補充員各6人



令和 8 年 8 月 25 日

幕別町選挙管理委員会 御中

幕別町長 殿

帯広検察審査会事務局長 宮 越 美由紀

検察審査員候補者の割当員数等について

検察審査会法第9条1項に基づき、貴市区町村に対する令和 9年検察審査員候補者の員数を下記のとおり割り当てましたので通知します。

また、併せて、検察審査員候補者予定者名簿に記載をされる者の本籍について、同法第12条の6及び検察審査会法施行令第8条の3に基づいて照会します。

については、10月15日までに上記名簿に本籍を付して、釧路検察審査会事務局に送付してください（同法第11条、同施行令第15条の2）。

記

割当員数	第1群	8 人
	第2群	8 人
	第3群	7 人
	第4群	8 人
	合計	31 人